

平成24年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表 (案)

項 目	平成23年度運営計画	平成24年度運営計画(案)
第1 平成23年度における委員会の運営の重点事項	1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。 なお、消費者庁の設置により、委員会の果たすべき役割に変更があったことから、新たな役割分担を踏まえ、消費者庁その他の関係行政機関との連携にも配慮しつつ、業務の適切な実施に努める。 2 また、「食品安全委員会の改善に向けて（平成21年3月26日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。 3 平成23年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、科学的知見に基づき中立公正に食品健康影響評価等を実施する一方で、国民の不安感等を的確に把握して、科学的知見に基づく評価結果等の情報を国民に対して丁寧に分かりやすく発信することとし、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。	(1) 事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第3条から第6条までに定める食品の安全性の確保についての基本理念及び同法第2章に定める施策の策定の基本的方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）を踏まえ、同法第23条第1項に規定する所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、「食品安全委員会の改善に向けて」（平成21年3月26日委員会決定）に基づき委員会の業務の改善を着実に進める。
第2 委員会	(1) 食品の安全性に対する国民の不安感等を踏まえ、リスクコミュニケーションを的確に実施するため、様々な機会において国民の不安感等を積極的に把握するとともに、科学的知見等について、情報の受け手や使い手のニーズを踏まえてよりの確に収集・分析・整理するほか、国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて丁寧に発信する。なお、緊急時においては、迅速性を重視した情報発信を行う。 (2) 食品健康影響評価等を科学的知見に基づき適切に実施するため、収集・分析した科学的情報や調査・研究結果の有効活用等により食品健康影響評価を効果的・効率的に実施するとともに、特に委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）については、評価案件決定プロセスへの国民の不安感等の反映、評価案件以外の案件候補についての情報発信等により国民との関係にも重点を置いて体系的に実施する。また、食品健康影響評価の結果を適切にリスク管理に反映させるため、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視等を活性化するとともに、特に緊急時等において適時に重要事項の調査審議を行う態勢や、必要に応じて意見を述べる態勢を整える。 (3) 上記(1)(2)については、食品安全行政の国際化の進展にも鑑みて、欧州食品安全機関（EFSA）その他の国際機関等との連携、海外への情報発信等の対応を併せて行う。	(2) 重点事項 ① 食品健康影響評価の効率的な実施に向けた体制の整備 食品健康影響評価を効率的に実施するため、専門調査会の連携の強化、評価に必要な情報収集の効率化及び事務局体制の強化を図る。 ② リスクコミュニケーションの効果的な実施 リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、消費者庁等関係府省、地方公共団体、マスメディア、関係団体及び地域の専門家との連携強化を図る。 ③ 調査・研究の重点化 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業について、食品健康影響評価をはじめ、委員会の所掌事務の実施に真に必要なものに重点化して実施する。 ④ 情報収集の効率化 食品健康影響評価の実施に必要な情報を効率的に収集できるよう、電子ジャーナルの積極的な活用、国内外の研究機関との連携強化を図る。 ⑤ 緊急時対応の強化 東日本大震災への対処の経験等を踏まえ、不断に緊急時対応の強化を図る。
第2 委員会	1 会議の開催	1 会議の開催

の運営全般 (1) 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。	(1) 委員会会合の開催 原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。 (2) 企画等専門調査会の開催 平成24年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。 (2) 企画等専門調査会 平成23年9月30日以前は、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会又は緊急時対応専門調査会（の開催） 四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。 ・ 平成22年度食品安全委員会運営計画（平成22年4月1日委員会決定）のフォローアップ及び平成22年度食品安全委員会運営状況報告書（平成23年5～6月頃） ・ 「自ら評価」案件の候補の検討・選定（同年8～12月頃） ・ 平成23年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告（同年10～12月頃） ・ 平成24年度食品安全委員会運営計画（平成24年1～2月頃） ・ 委員会が行うリスクコミュニケーションに関する実施計画、実施状況及び改善策 ・ 緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、委員会の緊急時対応の指針に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じこれらを見直すこと ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項 また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会の業務の改善に向けた提案等についても検討する。	(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 必要に応じて、以下に掲げる方策を活用し、専門調査会における食品健康影響評価を効率的に実施する。 ① 特定の評価事案については、委員会や専門調査会の下に部会やワーキンググループを設置 ② 既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、 (ア) 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議 (イ) 関係する専門調査会を合同で開催 ③ 「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）に基づき、効率的に調査審議を進める。 (4) 専門調査会の連携の確保 複数の専門調査会に共通する事項等に関し、委員及び専門委員の間で意見交換を行うことを目的として、専門調査会座長会を年1回以上開催する。 (5) 事務局体制の整備 評価の精緻化・高度化・迅速化、幅広い評価対象への対応、国際対応の効率化、評
--	---	--

		価案件数の増加への対応、緊急時における迅速な評価の実施等の観点から、事務局体制の強化に向けた検討を行う。
	2 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成24年度食品安全委員会運営計画の作成 (1) 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成23年5～6月頃） 平成22年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。 (2) 平成24年度食品安全委員会運営計画の作成（平成24年1～3月頃） 平成24年度食品安全委員会運営計画について、企画等専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。	
第3 食品健康影響評価の実施	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるように、提出された資料の十分な精査・検討等を通じて以下にも留意しつつ、科学に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施に努める。 (1) 平成22年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合その他特段の事由がある場合を除き、平成23年度中に食品健康影響評価を終了できるように努める。 ただし、専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したものの等については、必要に応じ、リスク管理機関から資料の提出があるまで審議を中断することとする。	1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) 平成23年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価を終了できるように、計画的な調査審議を行う。専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求したものの等については、必要に応じ、リスク管理機関から資料の提出があるまで調査審議を中断することとする。 (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通知できるように、計画的な調査審議を行う。
	(3) 既にポジティブリスト制度が導入された分野や既に評価要請がなされた清涼飲料水の規格基準に係る評価案件については、引き続き優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。 (4) 国際汎用添加物に関して、行政刷新会議から指摘のあった「食品添加物の承認手続の簡素化・迅速化」中の関係部分について取り組む。	
	2 評価ガイドラインの策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価の考	2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、優先度に応じ、危害要因ごとの評価ガイドライン（評価指

え方等)の策定を進める。具体的には、農薬、動物用医薬品、飼料添加物及び器具・容器包装の評価ガイドラインについては、食品健康影響評価技術研究の成果も適宜活用しながら、起草作業等を着実に進め、早期策定を目指す。	針、評価の考え方等)の策定を進める。平成24年度においては、農薬の食品健康影響評価における代謝/分解物に関する考え方をまとめる。
3 自ら評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 (1)「自ら評価」案件の選定 委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて寄せられた危害についての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。 「自ら評価」を行う案件の選定についての優先順位の考え方を踏まえ、広く国民の不安感等を反映しつつ、委員会が整理した情報に基づく案件候補のほか、広く国民の意見を踏まえて案件候補を決定する。 また、調査審議の継続的・体系的な実施の観点から過去の調査審議において科学的知見の不足等を理由に評価案件とされなかった案件候補や調査研究事業等により情報を収集している案件候補を含めて検討すること等を前年度に引き続き実施し、委員会において平成23年度内に「自ら評価」案件の選定を行う。 また、「自ら評価」を行うには至らないとされた案件についても、ファクトシート、Q&A等による国民への情報提供や意見交換会の実施、外国政府機関との連携等による情報収集の継続を行うなど、適切な措置を講じる。 なお、「自ら評価」を行う案件の選定に関連して実施するリスクコミュニケーションについては、案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。 さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。	3 自ら評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 (1)「自ら評価」案件の選定 平成24年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価」に関し企画等専門調査会に提出する資料(平成16年5月27日食品安全委員会決定)、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。
(2)「自ら評価」の実施 「自ら評価」を行うことを決定している案件について、現時点で得ることができ科学的知見等の情報収集に努めるとともに、委員会が委託して行う各種の調査及び研究を「自ら評価」にも活用できるように効果的・効率的に組み合わせを行い、その成果を適切に活用し、食品健康影響評価の質的向上に努める。その際、リスク管理措置の実現可能性や勧告意見申出等の必要性を視野に入れた検討にも努める。 また、委員会は、「自ら評価」を行うこととなった案件について、必要に応じて、調査審議の状況や見通しに関して専門調査会から報告を受け、以後の取扱いを検討する。 個別の案件については、以下のとおり進める。 ・「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」(平成16年度決定)については、微生物・ウイルス専門調査会において、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)」に基づき、優先度の高い3評価案件(腸管出血性大腸菌、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス)の評価の実施に必要なデータの収集等を進めるとともに、その他の微生物・ウイルスに関する案件の評価の実施可能性に係る調査審議を進める。 ・「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」(平成19年度決定)に	(2)「自ら評価」の実施 平成23年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。 ①「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」(平成16年度決定) リスクプロファイルが作成された8案件については終了する。 ②「食品(器具・容器包装を含む)中の鉛の食品健康影響評価」(平成19年度決定) 化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループで調査審議を行う。 ③「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」(平成19年度決定) データが収集されていない国の評価の取扱いについてブليون専門調査会において対応する。同専門調査会の調査審議が終了した2ヶ国分について委員会で調査審議を行う。 ④「食品中のヒ素(有機ヒ素、無機ヒ素)に関する食品健康影響評価」(平成20年度決定) 化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会で調査審議を行う。

	つては、引き続き、プリオン専門調査会において、評価が終了していない国のうち、当方からの質問書に対する回答があった国に係る調査審議を進める。 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。 「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議を進める。 「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」（平成20年度決定）については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会において調査審議を進める。 「トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）については、引き続き、新開発食品専門調査会において調査審議を進める。 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」（平成21年度決定）については、評価に必要な情報の収集を進める。 - 平成22年度に「自ら評価」を行う案件として選定されたものに関して、所要の情報収集・整理を進める。	⑤ 「オクラトキシンAに関する食品健康影響評価」（平成20年度決定） かび毒・自然毒等専門調査会で調査審議を行う。 ⑥ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」（平成21年度決定） 研究事業などを活用して、評価に必要な情報の収集を進める。 ⑦ 「加熱時に生じるアクリアミドに関する食品健康影響評価」（平成22年度決定） 化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。 ⑧ 平成23年度に「自ら評価」を行う案件として選定されたもの 情報収集・整理を進める。（P）
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視（モニタリング）等を活性化するため、以下の取組を実施する。 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成23年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して調査する。当該調査の結果については、平成23年10月頃及び平成24年4月頃を目途に取りまとめ、それぞれ委員会合において報告する。 さらに、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。特に、食品健康影響	(3) 「自ら評価」の結果の情報発信 ① 「自ら評価」の評価結果について 平成24年度内に評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。 ② 「自ら評価」案件として選定されなかったものについて 平成24年3月の食品安全委員会においてファクトシート作成と整理されたものについて、調査事業及び自主調査（日々の情報収集を含む。）を活用してファクトシートの作成を行う。 ファクトシートやQ&Aを作成するとされた事項以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。 リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果の活用状況について実施状況調査等を通じてきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対策を図る。 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成24年4月及び10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告・意見の申出を行う。 特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。 また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受け

第5 食品の 安全性の確 保に関する 調査・研究 事業の推進	評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。 また、「自ら評価」の結果通知時に勧告・意見申出等を行った場合には、評価結果を踏まえたリスク管理措置状況等について定期的に報告を受けることにより監視する。 なお、勧告・意見申出等については、引き続きその積極的な活用に向けた考え方の整理を行うとともに、緊急時においては、重要事項についての調査審議を行える態勢や、必要に応じてリスク管理機関への意見申出を行える態勢を整える。	ることにより監視する。
	2 食品安全モニターからの報告 委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況について情報の提供を受けるとともに、食品安全に関する意見・要望等を聴取し、食品の安全性の確保に関する施策の確かな推進を図るため、全国に470名の食品安全モニターを依頼し、地域におけるリスク管理状況等の把握に努める。 また、食品安全モニターが情報提供等をしやすいよう、参考となる資料を食品安全モニターに配布するなど環境整備を図る。	2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニター470名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。 また、食品安全に関する意識等を的確に把握するために、平成24年7月及び平成25年2月を目途に調査を実施する。
	1 食品健康影響評価技術研究の推進 科学を基本とする食品健康影響評価のより一層の適正化に資するため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。 (1) 食品健康影響評価技術研究の課題の公募に当たっては、新たな食品健康影響評価手法の策定等により食品健康影響評価の一層の適正化に資する研究領域を設定する。 なお、公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるよう周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。	1 食品健康影響評価技術研究の推進 (1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 平成24年度における食品健康影響評価技術研究課題については、4月に開催する研究運営部会及び調査・研究企画調整会議において、平成24年度の新規課題案の選定及び調査の課題案との調整を行い、委員会において新規課題を決定する。また、平成25年度の新規課題については、「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定）に基づき、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定することとし、別紙3に掲げるスケジュールで新規課題を決定する。 公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるよう周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。
	(2) 事後評価の実施 平成23年度に終了した研究課題については、事後評価を実施する。また、得られた研究成果報告の審査を踏まえ、事後評価を実施する。また、得られた研究成果を普及するた	(2) 事後評価の実施 平成23年度に終了した研究課題については、平成24年7月に得られた研究成果報告の審査を踏まえ、事後評価を実施する。また、得られた研究成果を普及するた

第6 リスク コミュニケ ーションの 促進	(3) 平成23年度の新規採択課題を含め平成24年度に継続する計画の研究課題については、目的とする成果につながるよう年度途中において進捗状況調査を行うとともに、中間評価を実施する。 (4) 研究費の適切な執行を図る観点から、平成23年度新規課題を中心に、研究受託者に対する実地指導を推進する。 (5) 平成17年11月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」等を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。	(3) 中間評価の実施 平成24年度の新規採択課題を含め平成25年度に継続実施する計画の研究課題については、目的とする成果につながるよう、平成24年11月に進捗状況調査を行うとともに、平成25年2月に中間評価を実施する。 (4) 実地指導 研究費の適切な執行を確保するため、新規採択課題を中心に平成24年11月に実地指導を行う。 (5) 連絡調整会議の開催 食品の安全性の確保に関する研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について(平成17年11月31日関係府省申合せ))等を必要に応じて開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整を強化する。
	2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 食品健康影響評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成23年度に実施する課題を5月頃までに決定する。また、入札参加者を増やすことで、よりの確な調査成果を得るため、シンクタンク業界団体等を通じて公告関係情報を迅速に提供するとともに、公告開始から入れまでの期間を延長するなど入札環境を改善し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。 なお、調査課題は食品の安全性に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査の対象課題を選定する。また、選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。	2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 平成24年度における食品安全確保総合調査対象課題については、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定することとし、4月に開催予定の調査・研究企画調整会議において、先に開催された調査選定部会において選定された調査の対象課題と、研究の対象課題案との調整を行い、委員会において決定する。 (2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、選定手続に係る議事概要、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。
第6 リスク コミュニケ ーションの 促進	1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催 委員会が行う食品健康影響評価に関する意見交換会については、国民の関心事項や意見等を把握し、広く国民の理解を得るため、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。 具体的には、以下の観点からテーマの選定を行うとともに、リスクコミュニケーション専門調査会を取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ開催する。 ・食品健康影響評価のうち、国民の関心の高いもの ・科学的な食品健康影響評価の考え方・プロセスについて説明の必要があるもの また、消費者等に身近な事項をテーマとした対話型の意見交換会とするため、地方公共団体や地域の消費者団体等と連携して開催する。 なお、意見交換会を開催する案件について、効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールアドレス、ホームページ等の情報発信手段と連携を図る。	1 食品健康影響評価に関する意見交換会の開催 食品健康影響評価に関する意見交換会については、国民の関心の高い案件、科学的な考え方・プロセスについて説明する必要性の高い案件を中心に、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」(平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定)を踏まえ、年度内に行われた食品健康影響評価の結果に関するものについては当該評価の意見・情報の募集期間中に、地方公共団体等との共催によるものについては共催する地方公共団体等と調整の上で開催する。 開催形式としては、講演会のほか、サイエンスカフェの手法を取り入れた形式、少人数のグループによる意見交換方式など効果的な形式を採用する。 意見交換会で使用した資料等については、意見交換会の参加者以外にも効果的にリスクコミュニケーションが行われるよう、メールアドレス、ホームページ等で情報提供を行う。

2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施 (1) ホームページ等による情報提供 国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレットの発行等国民がアクセスしやすい様々なツールを用いて、積極的に情報提供を行う。特に、緊急時においては迅速性を重視した情報発信を行う。また、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。 ホームページについては、ビジュアル化した参考資料や動画を活用した情報提供など一層の内容の充実や迅速な更新、メールマガジン等との有機的な連携を図るとともに、特に、食品健康影響評価に係る審議状況や評価結果について、より一層分かりやすい情報提供を行う。また、トップページのコンテンツ項目の見直し及び配置の見直しを行ったところであるが、更に階層化を進めることによって一般的な情報から、専門的情報に必要に応じてリンクできるようなホームページの改善を進める。 また、「自ら評価」の案件決定プロセスにおいても、国民の不安感を丁寧に把握するとともに、「自ら評価」の結果を丁寧に分かりやすく情報提供するのはもちろんのこと、「自ら評価」案件として決定されなかった事項についても、ホームページ等への掲載等、適切な手段で情報提供を行う。	2 食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施 (1) ホームページ等による情報提供 「食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向」(平成21年9月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会決定)を踏まえて情報提供に取り組む。 ① ホームページ 必要な情報を迅速に掲載、更新するとともに、閲覧者が必要な情報をスムーズに閲覧できるよう、平成23年度に実施したアンケートの結果も踏まえ、情報の整理を図る。 ② メールマガジン メールマガジンを週1回配信するとともに、食品危害発生時は臨時のメールマガジンを配信する。 ③ 季刊誌 国民の関心が高い事項について季刊誌を年4回発行し、地方公共団体や図書館等に配布する。 ④ パンフレット 食品安全委員会パンフレットについて、最新の情報に改訂する。
(2) マスメディア関係者等との連携の充実・強化 国民の関心の高い食品健康影響評価が行われた際に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等幅広い関係者との間で勉強会や懇談会を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に積極的に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化に努める。 また、委員会が収集・分析した情報を発信するだけでなく、一部国民の間に流布されている不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行う。	(2) マスメディア関係者等との連携の充実・強化 国民の関心の高い食品健康影響評価を中心に、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディアや消費者団体等関係者との間で勉強会や懇談会等を年3～4回行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信も行う。
(3) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせについて、相談者の立場に立った丁寧な対応を行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。	(3) 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談や問い合わせに対応するとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は消費者庁その他の関係機関とも共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式として委員会に報告し、ホームページに掲載する。
3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施 委員会が行う食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げ、食育の推進にも貢献するため、リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生等を対象とした意見交換会の開催、食品安全モニターを通じて地域への情報提供等を実施する。 また、DVDや啓発資料を活用し、広く普及啓発を推進する。	3 食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施 リスク分析の考え方などの食品の安全性に関する科学的な知識・考え方について、実施時期について主催する団体と調整した上で、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナール等の開催、食品安全モニターを通じて地域への情報提供等を実施する。 また、DVDや啓発資料を活用して、リスク分析の考え方や食品の安全性についての科学的知識等について広く普及啓発を実施する。

第7 緊急の事態への対処	4 リスクコミュニケーション育成講座受講者への支援 食健康影響評価に関する参加型の意見交換会（グループディスカッション方式等）において、これまで「リスクコミュニケーション育成講座」等により育成してきた人材の協力を得て、地域でのリスクコミュニケーションに関するリスクコミュニケーションが地域においても自立的に展開されるよう、食健康影響評価に関するリスクコミュニケーション育成講座受講者に対する知見の高度化のためのセミナーの開催やメールボックスを活用した情報提供を実施する。 5 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携 消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行うとともに、意見交換会の共催、関係府省が主催する意見交換会等への参画等の連携を図る。 地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。また、食健康影響評価や食品の安全性に関して、地域の消費者団体等関係団体や地域住民への情報提供にも資するよう、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、意見交換会については、地方公共団体と開催ノウハウの共有を図るほか、リスクコミュニケーション育成講座受講者の協力を得て実施するなど、地方公共団体と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。	4 リスクコミュニケーションに係る関係府省、地方公共団体との連携 消費者庁やリスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議において情報交換を行い、特に意見交換会の開催については、消費者庁をはじめとした関係府省と緊密に連携する。 地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、消費者庁をはじめとした関係府省と連携して平成24年11月を目途に、地方公共団体（都道府県、保健所設置市、政令指定都市、中核市及び特別区）との連絡会議を開催する。 また、国民の関心が高い食健康影響評価が行われた際には、積極的に地方公共団体への情報提供を行うとともに、意見交換会については、地方公共団体、消費者団体及び地域の専門家と連携して、より効果的にリスクコミュニケーションを実施する。 さらに、地域での意見交換会の実施の際には、「リスクコミュニケーション育成講座」等の受講者の協力を得て効果的に推進するとともに、地域においても食健康影響評価に関するリスクコミュニケーションが自立的に展開されるよう、メールボックスを活用した同受講者に対する情報提供を実施する。
第7 緊急の事態への対処	1 緊急事態への対処 委員会の緊急時対応の指針等を踏まえ、委員長談話の発表、ファクトシート、Q&A等の作成・公表、「自ら評価」の実施やリスク管理機関から要請のあった食健康影響評価の優先の実施など、必要性・緊急性の程度に応じた手段を用いて、危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページに公表する。国民の不安感を解消するため、緊急時には臨時的に休日の食の安全ダイヤル開設等の柔軟な対応を行う。また、必要に応じて、重要事項としての調査審議やリスク管理機関への意見申出を行うなど、消費者庁その他の関係行政機関等との連携を図り対処する。 2 緊急事態への対処体制の整備 企画等専門調査会（平成23年9月30日以前は、緊急時専門調査会）において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。 また、緊急時における迅速性を重視した情報発信を行うため、その時点で把握している科学的知見を「ハザード概要シート」等として出せるよう提供先のニーズを踏まえて整理する。	1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。 2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じて指針等の見直しを行う。
	3 緊急時対応訓練の実施	3 緊急時対応訓練の実施

	緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。	緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を、平成24年4月～10月（実務研修）、11月（確認訓練）を目的に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。																								
第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	食品健康影響評価のほか、緊急時対応、重要事項の調査審議等に活用するため、国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報をリスク管理機関や消費者庁と連携しつつ一元的に毎日収集し、情報の受け手や使い手である消費者等の国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような整理及び分析を行う。整理・分析した情報については、委員会のホームページ上で情報検索を行うことができるデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との最新かつ正確な情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して食品安全総合情報システムや隔週ごとに作成する「ハザード報告シート」により適切かつ分かりやすく国民に発信する。 このため、食品の安全性の確保に関する最新情報についての委員会合合における検討を隔週に実施するほか、食品安全総合情報システムへの追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに食品安全総合情報システムがより一層活用されるよう普及を推進する。さらに、登録された情報を基に「自ら評価」に資する情報の整理分析やファクトシート、緊急時等において迅速性・簡潔性を重視する観点からその時点で把握している科学的知見を取りまとめた「ハザード概要シート」等の作成・更新を進める。 なお、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供に協力いただける専門家等とのネットワーク作りにより引き続き務める。	国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、リスク管理機関や消費者庁と連携し、毎日、収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）、「ハザード報告シート」等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。 また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係領域団体等とのネットワークを構築・活用し、情報交換等を行う。																								
第9 国際協調の推進	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、合同農薬専門家会議（JMPR）その他、コーデックス委員会（Codex）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合等食品の安全性に関する国際会議等に委員等を計画的に派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に速やかに報告し、情報の共有及び発信に努める。また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。さらに、欧州食品安全機関（EFSA）や豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ）とその他外国政府機関との連携を強化・具体化するための定期会合の開催等の取組を推進する。併せて、月報や年度運営計画の配信等英語版ホームページの充実を図る。また、食品健康影響評価結果の概要を含め、広く外国政府機関や国際機関への情報発信を強化し、情報交換することにより、国際的な貢献を推進する。	(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 平成24年度においては、以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員及び事務局職員を派遣する。 <table> <tr> <td>平成24年4月</td><td>コーデックス委員会</td><td>残留農薬部会</td></tr> <tr> <td>6月</td><td>FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）</td><td></td></tr> <tr> <td>9月</td><td>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）</td><td></td></tr> <tr> <td>11月</td><td>コーデックス委員会</td><td>食品衛生部会</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>リスク分析学会</td><td></td></tr> <tr> <td>平成25年3月</td><td>米国籍性学会</td><td></td></tr> <tr> <td>3月</td><td>コーデックス委員会</td><td>汚染物質部会</td></tr> <tr> <td>3月</td><td>コーデックス委員会</td><td>食品添加物部会</td></tr> </table> また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。 (2) 海外の研究者等の招聘 平成24年度においては、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。 (3) 海外の食品安全機関等との定期会合の開催	平成24年4月	コーデックス委員会	残留農薬部会	6月	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）		9月	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）		11月	コーデックス委員会	食品衛生部会	12月	リスク分析学会		平成25年3月	米国籍性学会		3月	コーデックス委員会	汚染物質部会	3月	コーデックス委員会	食品添加物部会
平成24年4月	コーデックス委員会	残留農薬部会																								
6月	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）																									
9月	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）																									
11月	コーデックス委員会	食品衛生部会																								
12月	リスク分析学会																									
平成25年3月	米国籍性学会																									
3月	コーデックス委員会	汚染物質部会																								
3月	コーデックス委員会	食品添加物部会																								

	平成24年度においては、食品安全委員会と協力文書を締結している外国政府機関（欧州食品安全機関（EFSA）及び豪州・ニュージーランド食品安全基準機関（FSANZ））との定期会合を開催する。また、必要に応じて、その他外国政府機関との情報交換のための会合を開催する。 (4) 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。
--	--

平成24年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調 査 審 議 事 項
平成24年6月	○ 平成23年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ及び平成23年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
9月	○ 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
11月	○ 平成24年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 平成24年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
平成25年2月	○ 平成25年度食品安全委員会運営計画について ○ 平成24年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 平成24年度の食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況及び平成25年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施について ○ 平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果、平成25年度緊急時対応訓練計画等について ○ 平成24年度における食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションの実施状況等について

平成24年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事 項
平成24年7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会、食品安全モニター等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
8月	○ 事務局による自ら評価の案件候補の整理
9月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・ 前年度までの自ら評価のフォローアップ ・ 自ら評価の案件候補について議論
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・ 自ら評価の案件候補について議論
平成25年2月	○ 企画等専門調査会における審議（第3回絞込み） ・ 自ら評価の候補案件の決定 ○ 食品安全委員会における審議 ・ 自ら評価の案件を決定する場合の関係者相互間における情報及び意見の交換について議論 ・ その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集、意見交換会の開催等
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・ 意見・情報の募集の結果等を踏まえ、自ら評価案件を決定

平成 2 5 年度新規研究課題決定までのスケジュール

